

規程 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新規規程	旧規程
<p>第 14 条(ロスカットルール)</p>	<p>2. お客様のポジション（建玉）が以下の(1)号に定める事項に該当した場合、弊社はロスカットルールを発動し、お客様に通知することなく、お客様の計算において当該ポジション（建玉）の反対売買をし、決済することができるものとします。</p> <p>(1) お客様の証拠金維持率（次号に定めます。）が 20%<u>（レバレッジ 200 倍コースは 40%）</u>（ロスカットライン）を下回った場合。</p> <p>(2) 「証拠金維持率」とは、お客様が保有するポジション（建玉）に係る取引証拠金に対する有効証拠金の比率であり、以下に定める算式により算出されます。</p> <p style="padding-left: 2em;">有効証拠金 = 資産合計 + 評価損益金 証拠金維持率 = 有効証拠金 ÷ 取引証拠金</p> <p>3. 弊社は、取引日中に一度でも維持率が 50%<u>（レバレッジ 200 倍コースは 80%）</u>を下回った場合には、取引画面にその旨を表示してお客様に通知します。また、弊社がロスカットルールを発動し、それによる反対売買をし、決済した場合には、その旨を取引画面に表示してお客様に通知します。なお、弊社はかかる表示に併せて電子メールによる通知を行うことがあります（ただし、維持率が 50%<u>（レバレッジ 200 倍コースは 80%）</u>を下回った場合における電子メールによる通知は、一取引日につき一度のみとなります。）が、お客様は、自己の責任において、取引画面にてポジション（建玉）管理を行う</p>	<p>2. お客様のポジション（建玉）が以下の(1)号に定める事項に該当した場合、弊社はロスカットルールを発動し、お客様に通知することなく、お客様の計算において当該ポジション（建玉）の反対売買をし、決済することができるものとします。</p> <p>(1) お客様の証拠金維持率（次号に定めます。）が 20%（ロスカットライン）を下回った場合。</p> <p>(2) 「証拠金維持率」とは、お客様が保有するポジション（建玉）に係る取引証拠金に対する有効証拠金の比率であり、以下に定める算式により算出されます。</p> <p style="padding-left: 2em;">有効証拠金 = 資産合計 + 評価損益金 証拠金維持率 = 有効証拠金 ÷ 取引証拠金</p> <p>3. 弊社は、取引日中に一度でも維持率が 50%を下回った場合には、取引画面にその旨を表示してお客様に通知します。また、弊社がロスカットルールを発動し、それによる反対売買をし、決済した場合には、その旨を取引画面に表示してお客様に通知します。なお、弊社はかかる表示に併せて電子メールによる通知を行うことがあります（ただし、維持率が 50%を下回った場合における電子メールによる通知は、一取引日につき一度のみとなります。）が、お客様は、自己の責任において、取引画面にてポジション（建玉）管理を行うものとし、お客様の事情によりこれらの電子メールが届かなかったとし</p>

<p>ものとし、お客様の事情によりこれらの電子メールが届かなかったとしても、弊社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>4. お客様は、ロスカットルールを発動したとしても、急激な相場変動により約定レートが維持率 20% (レバレッジ 200 倍コースは 40%) のレベルを大きく下回るおそれがあり、有効証拠金が 0 円を下回った場合には、お客様に追加の証拠金を預託する義務が生じ、預託した資産以上の損失を被ることに異議なく承諾するものとします。また、かかる追加の証拠金の預託義務が発生した場合には、お客様は、有効証拠金が 0 円を下回った日の翌々営業日の午後 3 時までに、当該下回った額を本口座に差し入れるものとします。</p>	<p>ても、弊社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>4. お客様は、ロスカットルールを発動したとしても、急激な相場変動により約定レートが維持率 20% のレベルを大きく下回るおそれがあり、有効証拠金が 0 円を下回った場合には、お客様に追加の証拠金を預託する義務が生じ、預託した資産以上の損失を被ることに異議なく承諾するものとします。また、かかる追加の証拠金の預託義務が発生した場合には、お客様は、有効証拠金が 0 円を下回った日の翌々営業日の午後 3 時までに、当該下回った額を本口座に差し入れるものとします。</p>
--	--